

参考資料 8 - 1 要措置区域の指定（令和 6 年 1 1 月 2 9 日京都市告示第 5 2 8 号）

京都市告示第 5 2 8 号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

京都市長 松 井 孝 治

1 土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市伏見区片桐町 1 番、西奉行町 1 番 1、東奉行町 4 番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第 6 の 1 の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市伏見区片桐町 1 番、西奉行町 1 番 1、東奉行町 4 番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

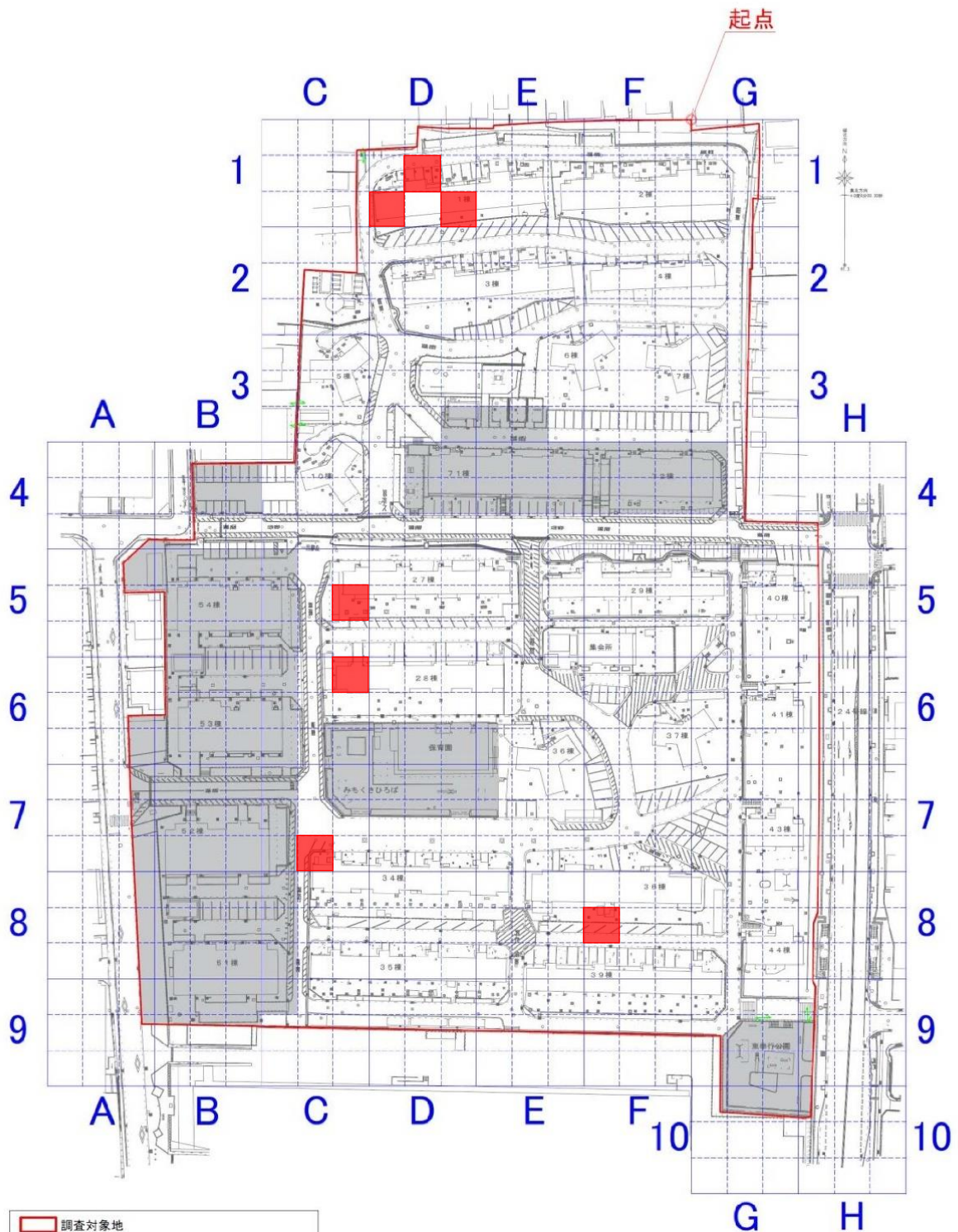
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

(3) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

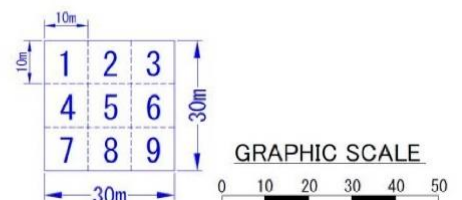
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

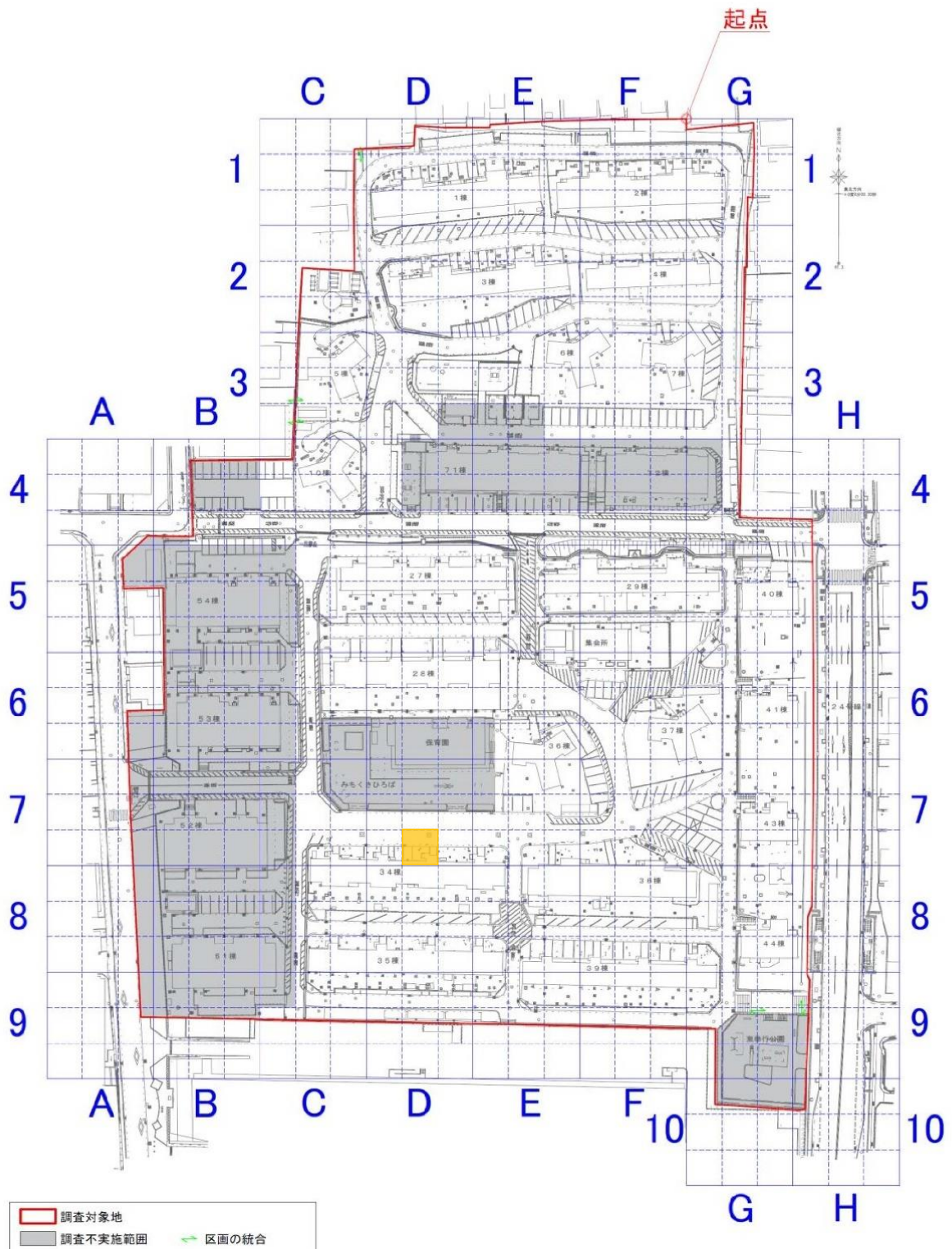
要措置区域 (砒素及びその化合物 土壌溶出量基準超過)



: 要措置区域



要措置区域 (ふっ素及びその化合物 土壌溶出量基準超過)



：要措置区域

